

西宮市農業近代化資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業者等が融資を受ける農業近代化資金につき利子補給を行うことにより農業経営の近代化に資することを目的に、兵庫県農業近代化資金事務取扱要綱（以下「県要綱」という。）、補助金等の取扱いに関する規則（昭和57年西宮市規則第81号。以下「市補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者等 県要綱第1に定めるものをいう。
- (2) 融資機関 県要綱第2に定めるものをいう。ただし、県と利子補給契約を締結しているものに限る。
- (3) 農業近代化資金 県要綱第3に定めるものをいう。

(利子補給金の交付対象)

第3条 市長は、県要綱に基づき融資機関が農業者等に貸し付けた農業近代化資金について、県が兵庫県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年兵庫県規則第4号）に基づき利子補給を決定した場合において、予算の範囲内で、当該融資機関に対し、利子補給金を交付することができる。

(利子補給の承認)

第4条 融資機関が第3条の利子補給金の交付を受けようとするときは、農業近代化資金利子補給承認申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の利子補給承認申請があつた場合において、適当であると認めるときは、融資機関に対し農業近代化資金利子補給承認書を交付するものとする。

(利子補給の条件変更)

第5条 融資機関は、前条第2項の利子補給承認書を受け取った後において、貸付けの弁済期限等に変更が生じた場合は、速やかに、農業近代化資金利子補給条件変更承認申請書を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の利子補給条件変更承認申請書の提出があつた場合において、適当であると認めるときは、融資機関に対し農業近代化資金利子補給条件変更承認書を交付するものとする。

(利子補給率及び対象期間)

第6条 貸付利率及び市利子補給率並びに当該利子補給の対象期間は、県要綱に定めるとおりとする。

(利子補給金の額等)

第7条 利子補給金は、毎年1月から6月まで及び7月から12月までの各期間（以下「計算期間」

という。)分ごとに交付するものとし、その額は、融資機関が融資している農業近代化資金の種類ごとに算出した計算期間中に係る融資平均残高(計算期間中の毎日の最高融資残高(延滞金を除く。)の総和を365で除して得た金額をいう。)に対する利子補給の金額の合計額とする。

(貸付実行報告)

第8条 融資機関は、農業者等に農業近代化資金の貸付けを実行したときは、速やかに、農業近代化資金貸付実行報告書を市長に提出するものとする。

(特例移動報告)

第9条 融資機関は、農業近代化資金の融資を受けた農業者等(以下「借受者」という。)から繰上償還を受けたとき、又は延滞金等が発生し、若しくは回収されたときは、速やかに、農業近代化資金特例移動報告書を市長に提出するものとする。

(利子補給金の請求)

第10条 融資機関は、利子補給金の交付を受けようとするときは、農業近代化資金利子補給金交付請求書及び農業近代化資金利子補給請求明細書を市長に提出しなければならない。

(利子補給金の支払)

第11条 市長は、前条の利子補給金の請求があった場合において、適当であると認めたときは、当該請求を受けた日から30日以内にこれを交付するものとする。

(利子補給金の打ち切り又は返還)

第12条 市長は、融資機関又は借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、融資機関に対して利子補給金の交付を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 融資機関が、偽りその他不正の手段により利子補給金の交付を受けたとき。
- (2) 融資機関が、この要綱に違反したとき。
- (3) 借受者が、当該資金をその目的以外の用途に使用したとき。
- (4) 借受者が、経営中止又は返済不能になったとき。

(報告又は調査)

第13条 市長は、利子補給に係る事務を適正に執行するため、必要があると認めたときは、融資機関に対して必要な報告を求め、又は当該職員に帳簿及び書類を調査させることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。